

令和7年度
小規模事業指導事業補助金

公募要領

【問い合わせ先】福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課
電話: 092-441-2171
FAX: 092-441-3211
E-mail : keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

令和7年4月

福岡市

1. 目的

本事業では、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（以下、「法」という。）第3条に定める基本指針に即して実施される市内の小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下、「経営改善普及事業」という。）を促進し、もって本市経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

2. 補助対象団体の要件

補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する本市内の商工会又は商工会議所とします。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

3. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、経営改善普及事業とします。

4. 事業計画の期間及び補助金対象期間

事業計画の期間は、令和7年度の1年間とし、補助金の対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

5. 補助金額

補助金額は、上記の4に掲げる補助対象経費の3分の1を上限として、予算の範囲内で市長が決定します。

6. 応募受付

補助金は、1つの団体につき、1回の申請とします。

(1) 応募期間

令和7年4月8日（火）から5月7日（水）午後5時まで（必着）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課（〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-9-28）まで電子メール、郵送または持参により、1部提出してください。なお、書類は返却いたしません。

(3) 応募書類

- ア 補助金交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 事業収支計画書
- エ 団体の定款、規約等
- オ 役員名簿
- カ 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

7. スケジュール（予定）

令和7年4月8日（火）：公募開始

5月7日（水）：公募締め切り

5月中旬～6月上旬：審査

6月中旬：結果通知（交付決定通知書及び不交付決定通知書の送付）

8. その他

(1) この公募要領については、公募期間中に福岡市ホームページにて公表するとともに、福岡市経営支援課にて配布いたします。

(2) 補助金交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び本事業の補助金交付要綱を遵守することが必要です。

これらの規則や要綱に違反した場合、交付決定の取り消しや交付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

福岡市ホームページに本事業の補助金交付要綱を掲載しておりますので、交付決定後の事業着手に当たっては、交付要綱等を熟読し遵守事項に留意して事業に取り組んでください。